

改正

平成26年4月1日  
平成27年6月1日  
平成27年6月19日  
平成27年10月1日  
平成28年4月1日  
令和3年4月1日規程第112号

東洋大学動物実験等の実施に関する規程

第1章 総則

(趣旨及び基本原則)

**第1条** この規程は、東洋大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続その他必要な事項を定める。

2 動物実験等については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）その他の法令、指針等の適用を受ける。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、次の各号に掲げる動物実験等の原則（3Rの原則）に基づき、適正に実施しなければならない。

(1) **R e p l a c e m e n t** : 代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）

(2) **R e d u c t i o n** : 使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。）

(3) **R e f i n e m e n t** : 苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める。

(1) 「動物実験等」とは、本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究その他の科学上の利用に供することをいう。

(2) 「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養、保管又は動物実験等を行う施設及び設備をいう。

(3) 「実験室」とは、実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。

(4) 「施設等」とは、飼養保管施設及び実験室をいう。

(5) 「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、第17条及び第18条に定める施設等で飼養又は保管している哺乳類（ラット、マウスに限るものとし、施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。

(6) 「動物実験計画」とは、動物実験等を行うために事前に立案する計画をいう。

(7) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。

(8) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。

(9) 「管理者」とは、動物実験実施者の所属する部局の責任者として学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者（学部長、大学院研究科長、附置研究所長及び研究センター長）をいう。

(10) 「実験動物管理者」とは、管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者（専任教員など）をいう。

(11) 「飼養者」とは、実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

- (12) 「管理者等」とは、学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 「指針等」とは、動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。
- (14) 「部局」とは、各学部、各大学院研究科、附置研究所及び研究センターをいう。

(適用範囲)

**第3条** この規程は、本学において実施される哺乳類（ラット又はマウスに限る。）の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託する場合、委託先においても、第1条第2項の規定に従い、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

(学長の責務)

**第4条** 学長は、本学における動物実験等の適正な実施に関して、最終的な責任者として統括する。

(管理者の責務)

**第5条** 管理者は、学長の命を受け、当該部局における動物実験等の適正な実施に関し統括する。

(実験動物管理者)

**第6条** 管理者は、実験動物管理者を置かなければならない。

- 2 実験動物管理者は、実験動物に関する知識及び経験を有する者のうちから、管理者が指名する。

## 第2章 東洋大学動物実験委員会

(東洋大学動物実験委員会の設置)

**第7条** 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、施設等の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告及び助言を行う組織として、東洋大学動物実験委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。

(全学委員会の役割)

**第8条** 全学委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告及び助言する。

- (1) 第12条で定める部局動物実験委員会（以下「部局委員会」という。）の審査した動物実験計画が指針等及び規程に適合していること。
  - (2) 部局委員会が審査した動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
  - (3) 部局委員会が審査した施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
  - (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い、関連法令及び指針等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
  - (5) 動物実験等の実施に係る自己点検・評価に関すること。
  - (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。
- 2 前項に定めるもののほか、全学委員会は、部局委員会に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。
  - 3 全学委員会は、審議結果を学長に報告しなければならない。ただし、動物実験計画が適正に実施されていないと認めるときは、実験の中止その他必要な措置について具申することができる。

(全学委員会の構成)

**第9条** 全学委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長が指名する副学長 1名
  - (2) 教学担当常務理事
  - (3) 部局委員会又はキャンパス動物実験委員会から選出された委員 各1名
  - (4) 部局委員会又はキャンパス動物実験委員会から推薦された動物実験等に関して優れた学外の学識経験者 各1名
  - (5) 人文又は社会科学系の教員のうちから1名
  - (6) その他学長が必要と認める者
- 2 前項の委員は、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者及びその他学識経験を有する者をそれぞれ1名以上含める。
  - 3 第1項第3号から第6号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 4 委員に欠員が生じた場合、新たに選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(全学委員会の運営)

**第10条** 全学委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 3 委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理又は代行する。  
(定足数及び議事)

**第11条** 全学委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 2 議事に関しては、議事録の作成及び保管を行わなければならない。  
(部局委員会)

**第12条** 動物実験等を行う部局に、当該部局における動物実験等の実施、施設等の設置の可否その他必要な審査を行うための部局動物実験委員会（以下「部局委員会」という。）を置く。

- 2 部局委員会の組織及び運営に関し必要な規程は、当該部局ごとに定め、学長の承認を得なければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、部局が必要と認めるときは、同一キャンパス内の複数の部局が共同して合同の部局委員会であるキャンパス動物実験委員会を設置することができる。この場合において、前項中「当該部局ごとに」とあるのは、「関係部局の協議に基づき」と読み替える。

### 第3章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査及び手続)

**第13条** 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の「動物実験計画書」を原則として実験開始予定の2カ月前までに管理者に提出しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性。
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- 2 管理者は、動物実験責任者から動物実験計画書の申請があったときは、部局委員会の審査を経て、その結果を実験開始予定の1カ月前までに学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、前項の申請を受理したときは、第8条に基づき、全学委員会の意見を聴いて承認する。
- 4 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。
- 5 学長は、全学委員会から第8条第3項の具申を受けたときは、管理者にその動物実験等の禁止又は中止を命ずることができる。  
(動物実験計画書の更新及び変更)

**第14条** 実験計画の有効期間は、動物実験計画書記載の実験開始日から3年間とする。

- 2 有効期間満了に伴う更新又は新規の動物実験計画書を申請する条件として、動物実験計画書に記されている動物実験実施者及び飼養者が、部局委員会が開催する教育訓練を過去3年間に1回以上受けていなければならない。
- 3 前項の規定は、動物実験計画書の変更について準用する。
- 4 有効期間内に実験計画を変更するときは、「動物実験計画変更承認申請書」により、管理者に申請しなければならない。ただし、実験計画のうち、動物実験実施者、飼養者、実験室、飼養保管施設及び実験内容の変更を伴わない実験動物の軽微な使用数の変更は、「動物実験計画変更届出書」により、管理者に届け出ることとする。

(動物実験計画の終了又は中止報告等)

**第15条** 動物実験責任者は、実験を終了し、又は自ら中止したときは、速やかに「動物実験終了（中止）報告書」により、管理者を通じ、学長に報告しなければならない。

- 2 動物実験責任者は、実験計画が複数年度にわたる場合は、各年度終了後に当該年度の実施経過を、管理者を通じ、学長に報告しなければならない。

(実験操作)

**第16条** 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、第1条第2項の規定に則するとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
  - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
  - イ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
  - ウ 適切な術後管理
  - エ 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的及び化学的に危険な材料若しくは病原体又は遺伝子組換え動物を用いる実験）については、関連法令及び本学における関連する規程に従うこと。
- (4) 物理的及び化学的に危険な材料又は病原体を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設及び設備を確保すること。
- (5) 実験実施に先立ち、必要な実験手技の習得に努めること。

#### 第4章 施設等

（飼養保管施設の設置）

**第17条** 飼養保管施設を設置又は変更する場合は、管理者が部局委員会の審査を経て所定の「飼養保管施設設置承認申請書」を全学委員会に提出し、学長の承認を得なければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養、保管又は動物実験等を行うことができない。

3 学長は、申請された飼養保管施設を全学委員会に調査させ、その助言を受けて、承認を行うか否かの決定を行い、管理者に通知する。

（飼養保管施設の要件）

**第18条** 飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 動物種及び飼養保管数に応じた飼養設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物の逸走及び外部からの野生動物の侵入を防ぐ構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (5) 常に清潔な衛生状態を保ち、臭気、騒音及び廃棄物による周辺環境への悪影響を防止する措置が執られていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

（実験室の設置）

**第19条** 飼養保管施設以外において、実験室を設置又は変更する場合は、管理者が部局委員会の審査を経て所定の「実験室設置承認申請書」を全学委員会に提出し、学長の承認を得なければならない。

2 学長は、申請された実験室を全学委員会に調査させ、その助言を受けて、承認を行うか否かの決定を行い、管理者に通知する。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等を行うことができない。

（実験室の要件）

**第20条** 実験室の要件は、第18条第1号及び第3号から第5号までの規定を準用する。

（施設等の維持管理及び改善）

**第21条** 管理者は、実験動物の適正な管理及び動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

2 管理者は、実験動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の整備に努めなければならない。

3 施設等を置く当該事務部長は、管理者を補佐し、当該施設等における実験実施状況を定期的に把握して、安全確保並びに衛生状態の適正化に努めなければならない。

（施設等の廃止）

**第22条** 施設等を廃止する場合は、管理者が所定の「施設等廃止届」を学長に届け出なければならない。

2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設

に譲り渡すよう努めなければならない。

## 第5章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

**第23条** 管理者及び実験動物管理者は、飼養及び保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

**第24条** 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

**第25条** 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関から導入しなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化又は順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌及び給水)

**第26条** 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌及び給水を行わなければならない。

(健康管理)

**第27条** 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の実験目的以外の傷害及び疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

**第28条** 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合は、その組合せを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

**第29条** 管理者は、実験動物の入手先、飼養履歴、病歴等に関する記録を整備及び保存しなければならない。

2 管理者は、飼養又は保管した実験動物の種類と数について、年度ごとに、学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

**第30条** 管理者は、実験動物の譲渡に当たり、その生理、生態、習性、適正な飼養及び保管の方法、微生物的品質、感染性の疾病等に関する情報を譲渡先へ提供しなければならない。

(輸送)

**第31条** 管理者は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

## 第6章 安全管理

(危害防止)

**第32条** 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者へ、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等、並びにアレルギー等などの実験動物による人への危害に対して、予防及び発生時の必要な措置をあらかじめ講じるとともに、感染症の発生時には必要な措置を講じなければならない。

3 管理者等は、実験動物の飼養及び動物実験等の実施に関係のない者が実験動物に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

**第33条** 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者等は、緊急事態発生時において、速やかに実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

(人と動物の共通感染症の対応)

**第34条** 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければならない。

2 管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

## 第7章 教育訓練

(教育訓練)

**第35条** 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に、次の各号に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受けさせなければならない。

- (1) 関連法令、指針等及び本学の定める規程
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- (4) 人と動物の共通感染症に関する事項
- (5) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 動物実験実施者は、前項に定める教育訓練を受けなければ動物実験等を行ってはならない。

3 教育訓練は、学長の命を受けた管理者が開催し、部局委員会が実施する。

4 管理者は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

## 第8章 自己点検・評価及び検証

(自己点検・評価)

**第36条** 学長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に飼養保管基準及び基本指針に対する適合性に関し、自己点検・評価を行わなければならない。

2 部局委員会は、前項の動物実験等の実施状況その他必要な事項に関する自己点検・評価を行い、その結果を管理者に報告しなければならない。

3 全学委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者及び飼養者に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、外部者による検証を受けるよう努めなければならない。

## 第9章 情報公開

(情報の公開)

**第37条** 本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果その他必要な事項）を毎年1回程度公表する。

## 第10章 補則

(細則)

**第38条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

**第39条** 学長は、許可した動物実験計画等について、必要に応じて理事長に報告する。

(事務の所管)

**第40条** 実験に関する事務の所管は、研究推進部研究推進課及び当該実験に関連する各部課とし、代表事務は研究推進部研究推進課が行う。

(改正)

**第41条** この規程の改正は、学長が全学委員会の意見を聴いて行う。

### 附 則

1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。

2 第12条に定義する部局委員会については、当面の間、全学委員会が兼ねるものとする。

### 附 則（平成26年規程第51号）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成23年12月1日付け施行の附則第2項の規定については、適用しない。

### 附 則（平成27年規程第110号）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

### 附 則（平成27年規程第236号）

この規程は、平成27年6月19日から施行する。

**附 則**（平成27年規程第290号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

**附 則**（平成28年規程第33号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年4月1日規程第112号）

この規程は、2021年4月1日から施行する。